

神奈川県犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の早期の回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成の促進を図り、もって安心して暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、県内に住所を有するものをいう。
- (3) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれている状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、地域社会で再び平穩な日常生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援施策 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (7) 県民等 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに民間支援団体をいう。
- (8) 児童等 次に掲げる者をいう。
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（次号において「学校」という。）に在籍する幼児、児童又は生徒
 - イ 18歳未満の者（アに該当する者を除く。）
- (9) 学校設置者等 学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設を設置する者及び同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他の児童等に対して教育、保育、技芸又は知識の教授等を行う事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重され、及び犯罪被害者等が犯罪等により壊された日常生活を早期に回復できるよう犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、全ての県民が犯罪被害者等を共に生きる地域社会の一員として尊重し、犯罪被害者等の置かれている状況についての理解を深め、及び二次被害が生じることのないよう十分配慮して、それぞれの立場における自発的な取組を行うことができるよう推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間において様々な支援が必要であることを踏まえ、県、県民等、国、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的な犯罪被害者等支援施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体及び県民等との連携及び協力に努めるものとする。
- 3 県は、県民等による犯罪被害者等支援及び市町村が行う犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、県民等及び市町村に対し、情報の提供、啓発活動、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めるものとする。

（民間支援団体の責務）

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、犯罪被害者等支援を推進するとともに、犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

（犯罪被害者等支援推進計画の策定）

第8条 知事は、犯罪被害者等支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 犯罪被害者等支援に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更しようとするときは、県民等及び犯罪被害者等その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、犯罪被害者等支援推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを

公表するものとする。

(財政上の措置)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(総合的支援体制の整備)

第10条 知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制（次項において「総合的支援体制」という。）を整備するものとする。

2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

(経済的負担の軽減)

第11条 県は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないように、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(弁護士等による相談体制の充実等)

第12条 県は、二次被害を防止し、及び犯罪被害者等が犯罪等に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等支援に精通している弁護士等による相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、病院等への付添い、家事、育児その他の日常生活の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、心理相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

(一時的な住居の提供等)

第15条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(児童等に対する配慮)

第16条 県は、学校設置者等と連携し、犯罪被害者等である児童等が安心して教育を受け、日常生活を送ることができるようにするために、当該児童等の年齢、発達程度及び置かれている状況に応じた十分な配慮が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第17条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等が二次被害を受けることなく、適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体の

業務に従事する者その他の関係者に対し、犯罪被害者等支援に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体等に対する支援)

第18条 県は、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び民間支援団体を組織しようとする者が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第19条 県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように、情報の提供、啓発活動、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校設置者等と連携し、児童等が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についてその年齢及び発達の程度に応じ理解を深めるための教育、活動等が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の理解の増進)

第20条 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害の防止の重要性についての理解を深め、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備改善その他の犯罪被害者等支援を推進できるよう、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第21条 県は、県民等、国、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、県民等、市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と連携して、当該管轄区域における犯罪被害者等支援を推進するための体制を整備するものとする。

(地域における犯罪被害者等支援の推進)

第22条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止する等地域における犯罪被害者等支援を推進するため、地域において犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進する民間の団体その他の地域に密着した活動を行う民間の団体に対し、防犯及び犯罪被害者等支援に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援の実施)

第23条 県は、県内において、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合において、当該事案により被害を受けた者及びその家族又は遺族に対し直ちに支援を行う必要があると認めるときは、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する団体及び市町村その他犯罪被害者等支援に関係する機関と協力して、当該事案に対応するための支援の態勢を整え、当該事案の発生直後における情報の提供、病院等への付添い、精神的な不安の軽減その他の必要な緊急支援を実施するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例の一部改正)
- 2 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例（平成16年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。
第5章を削る。
第6章中第32条を第31条とし、第33条を第32条とする。
第6章を第5章とする。
第7章中第34条を第33条とする。
第7章を第6章とする。

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（令和2年7月17日条例第60号）
この条例は、公布の日から施行する。
附 則（令和7年10月21日条例第65号）
この条例は、公布の日から施行する。